

特殊車両通行許可の有効期間の延長について

1. 改正の背景

道路法第47条の2第1項の規定により、道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、同法第47条第1項に規定する最高限度又は同条第3項に規定する限度を超えることとなる車両（以下「特殊車両」という。）の通行について、必要な条件を付した上で許可することができることとされています。特殊車両通行許可の有効期間については、現状、最大2年間とされているところ、今回、当面の措置として、一定の要件を満たす優良事業者を対象に最大4年間に延長することとします。

有効期間の延長により、事業者における許可の申請の事務負担が軽減されるとともに、申請件数（総数）の減少により、特殊車両通行許可事務の迅速化にも寄与するものと考えています。

2. 改正の概要

特殊車両通行許可の有効期間を以下の要件をすべて満たす事業者については、「2年」を「4年」に、「1年」を「2年」に改めます。

また、既存の許可についても以下の要件を全て満たせば、現行の有効期間に1年又は2年を追加した期間まで、通行を認めることとします。

<有効期間延長の要件>

- ① 過去2年（今後、2年を超える期間で許可を受けた事業者は、当該期間が対象）で特殊車両通行許可に係る違反による警告等を受けたことがないこと
- ② 業務支援用ETC2.0車載器を装着し、その情報を登録していること
- ③ Gマーク（安全性優良事業所）の認定を受けていること

※道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている場合は、①のみ

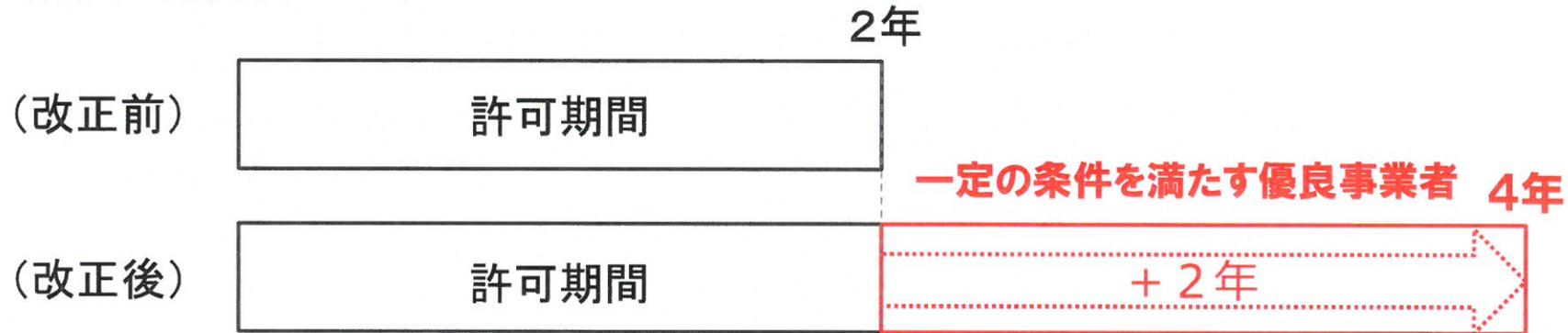
3. スケジュール

施行 平成31年4月1日

許可期間の延長

- 特車車両通行許可の許可期間について、最大2年としていたところ、当面の間、優良事業者に限り最大4年間とする措置を平成31年4月から導入

- 許可期間の延長(イメージ)



※ 超重量・超寸法の車両(例. セミトレーラ連結車の長さが17mを超えるものなど)の場合は、現行の1年から2年に延長

- 対象となる事業者: 以下の条件を全て満たす事業者

- ① 過去2年※で特車通行許可違反に係る警告等なし

※今後、2年を超える期間で許可を受けた事業者は、当該期間が対象

- ② ETC2.0車載器の装着・登録
- ③ Gマーク(安全性優良事業所)認定あり

※道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている場合は①のみ

- 現行の許可保有者への対応

上記条件を全て満たせば、現行の許可期間に2年を追加した期間まで通行を認める

- スケジュール

H31.4.1 運用開始